平成25年度 第2回正副管理者会議議事要旨

【1】開会

【2】管理者あいさつ

< 管理者>10月23日に招集予定の議会定例会の提出議案などを中心に協議をさせていただきたい。また、可燃物処理施設についてもある程度状況が進んできているので協議をさせていただきたいと思う。

【3】議事

- [1] 議会定例会(平成25年10月23日招集予定)提出議案
 - 1 平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算(第2号)案について≪議案第12号≫
 - 2 平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について ≪議案第13号≫
- <事務局>災害特殊緊急自動車とはしご付き消防自動車の整備にかかる財源を国庫補助金から有利な起債に変更したことと、10月から3月までの半年間の職員給与削減に伴う減額補正を行うものである。
- <副管理者>人件費の削減率はどのくらいか。
- < 事 務 局 >平均して 2.7%である。
- <管理者>この件について、事務局提案のとおり議会に図ることとしてよいか。[了承]
 - 3 鳥取県東部広域行政管理組合が設置する公の施設における暴力団排除の ための関係条例の整備に関する条例の制定案について≪議案第14号≫
- < 事務局 >リファーレンいなば、因幡霊場、白兎グラウンドゴルフ場について、暴力団利益活動 の排除措置を行うものである。
- <管理者>この件について、事務局提案のとおり議会に図ることとしてよいか。[了承]
 - 4 鳥取県東部広域行政管理組合公告式条例の一部改正案について ≪議案第15号≫
- <事務局>八頭町の公告式条例の改正に伴い、本組合の公告式条例を一部改正し、掲示場として 八頭町船岡庁舎、八東庁舎を削るものである。
- <管理者>この件について、事務局提案のとおり議会に図ることとしてよいか。[了承]
 - 5 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正案について ≪議案第16号≫
- < 消防局 >消防法施行令の一部改正に伴い、引用条項について一部改正をするものである。

[2] その他

1 可燃物処理施設整備事業の状況について

- <事務局>「(資料1) 可燃物整備検討委員会第3次報告概要」について説明
- <副管理者>東部広域として施設整備基本方針というのは、報告書を基に策定することとなるのか。
- < 事務局 >報告書をベースとして、議会及びパブリックコメントの意見も参考にしながら、改めて東部広域の実施案という形で策定する。
- <副管理者>汚れたプラスチックを処理対象とすると、プラスチックごみ全部が可燃ごみとして出 されることにならないか。
- < 事務局 >組織市町の担当者会議等で汚れたプラスチックの取り扱いについて協議し、新しい施設が稼動するまでに徹底できるようにしたい。
- <副管理者>報告書では、処理方式について3種類(ストーカー方式、シャフト式ガス化溶融方式、 流動床式ガス化溶融方式)ということだが、これから事務局が1つの方式に絞るとい うことか。
- < 事務局 > 方式によっては、メーカーが限られてくる場合もあることから、3方式での入札(性能発注方式)も検討している。
- < 管理者>第3次報告書の内容を組織市町へ丁寧に説明を行い理解していただいたうえで、実施 案を策定していくということでよろしいか。[了承]
- <事務局>地元の状況については、共有地の地権者6集落のうち、4集落はこの事業について理解をいただき、建設について了承する旨の報告をいただいている。残りの2集落のうち、1集落は交渉中である。もう1集落は裁判の原告者なので門前払いという状況であるが、何とか頑張っていきたいと思っている。環境影響評価については、鳥取県知事から意見書が提出された。1点は主に施設規模を270トンから240トンへ変更したことによる影響について検証すること、もう1点はパブリックコメントの意見の概要と事業者の見解についてであった。これに対しては早急に対応していきたい。裁判については、第12回の口頭弁論が9月18日に終わり、次回の第13回の口頭弁論は10月23日にある。
- <副管理者>共有地以外の用地交渉は終わっているのか。
- < 事務局 >個人有地は6割ぐらいは買収している。残り4割の中には裁判の原告集落の方が持っておられる土地がある。
- <副管理者>工事発注のスケジュールはどのように考えているのか。
- <事務局>総合評価方式の場合は、事前に債務負担行為の議決を得る必要があるので、慎重かつ早期に行う必要がある。プロポーザル方式の場合は、プロポーザルで業者を選定し、随意契約することとなるが、どちらの方式とするか検討している段階である。
- < 管理者>スケジュールや方針決定について、この会議で出てきた疑問点については、再度機会を作って、そこで事務局から説明を行うようにするということでよろしいか。[了承]

2 因幡浄苑等における汚泥処理の状況について

<事務局>因幡浄苑で発生した汚泥は、今までコンポストセンターいなばで肥料にし、販売を行っていたが、昨年、不適切な水質検査があったことや肥料に含まれる銅成分が高くなってきたことを受けて、平成25年4月からは、試験的に鳥取市の下水道で処理をしていただいている。その中で、色々な問題が発生している。まず、因幡浄苑で水処理をする際使用している薬品により下水道施設の焼却処理過程で支障を生じていること、また、汚泥量増加に伴い焼却炉が追いつかず、汚泥の一部を県外でリサイクル処理している状況である。この問題を解消するため、10月1日からは、原因となっている高度処理を行わず、生物処理を行った後、下水道の投入口へ投入し、円滑な汚泥処理が行えるよう試行運用しているところである。このような汚泥処理方法が確定していない状況の中で、因幡浄苑の運転管理について長期包括運転管理委託に出すということはリスクがあるので、平成25年度に引き続き、平成26年度についても試験運用として単年度契約の方針で向かわせていただきたい。

<副管理者>どうして銅が発生するのか。

- < 事務局 > 3、4年前から徐々に集落排水汚泥に含まれる銅が上がってきた。当初から色々な調査をしているが原因の特定には至っていない。
- < 管理者 >銅が発生する原因が分かったら、その段階で報告して貰う。平成26年度については、 引き続き単年度契約の方針で向かうということでよろしいか。[了承]

3 消防庁舎整備検討の状況について

<消防局>平成25年10月2日に第5回の検討会が開催されたところである。第5回目では、第4回目までの協議を受けて、消防庁舎整備の基本となる部分について一定の方向性が示されたところである。まず、消防署所の配置については、地勢、人口、道路状況、財政面、出動態勢、各地域への到着時間等を総合的に検討し、現在の12署所が適当という結論に至った。また、東町出張所の救急業務については、大きな救急需要が見込まれ、近隣地域への円滑な応援体制等への期待ができることから、鳥取消防署配備の高規格救急車1台を配置換えし、救急業務を実施することが適当であるということとなった。そして、東町出張所の高規格救急車配備に伴う必要人員の配置は、人員を生み出すことが困難な状況で、職員増員について消防局から説明を行わせていただいたが、厳しい市町の財政状況の中、増員については正副管理者会議等で協議を行っていくことが適当であろうという方向となった。その他の消防庁舎の機能と設備、スケジュール、財源等については継続協議となったところである。

<副管理者>この検討会はいつまでされるのか。

- < 消防局 >今は5回目が終わったところだが、年度内にはまとめていきたいと思う。
- < 管理者 > 消防庁舎整備検討について関係の皆さんに熱心にご検討をいただいているところである。今後もここで具体的に協議すべきこととか、個別に話すことがあれば報告をお願いする。

【5】閉 会